

犯罪収益移転防止法による マネーロンダリング、テロ資金供与防止のための 本人確認にご協力下さい

犯罪収益移転防止法により司法書士・行政書士・公認会計士・税理士には、以下の行為の代理または代行を行うことを内容とする契約の締結の際にご依頼人様（法人の場合を含む）の本人確認が義務づけられています。ご協力をお願い致します。

- 宅地または建物の売買に関する行為または手続
- 会社等の設立または合併等に関する行為または手続
- 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分

※租税、罰金、過料等の納付は除く。

※成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く。

※任意後見契約の締結は除く。

本人確認書類

個人の場合

※代理人取引の場合は依頼者と代理人の両方の本人確認が必要です。

- 運転免許証、運転経歴証明書 ■ 健康保険証 ■ 国民年金手帳
- 住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの）
- パスポート ■ 在留カード、特別永住者証明書 など

法人の場合

※実際取引を担当している方の本人確認も必要です。

- 登記事項証明書 ■ 印鑑登録証明書 など
（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）

※隠蔽する目的で本人特定事項を偽った場合、法律により罰則が適用されます。

※確認させて頂いた事項は確認記録として7年間保存することが法律により定められております。